

令和8年度消費者デジタルリテラシー向上支援事業業務に関する
業務委託参加意思確認及び提案を求める公告

本業務を実施するにあたっては、その事業目的から、消費生活に関する専門的知識及び講座を円滑に実施できる体制が必要なことから、特定非営利活動法人消費者ネットおかやまを相手方とする契約手続きを行う予定としているが、他の者で、下記2の応募要件を満たし、本業務の受託を希望する者の有無を確認するとともに、契約の相手方を選定する目的で、参加意思のある者からの提案書等の提出を募集する。

公募の結果、下記2の応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、特定非営利活動法人消費者ネットおかやまとの随意契約の移行する。

なお、下記2の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定非営利活動法人消費者ネットおかやまと当該応募者が提出する提案書等について審査を行い、契約相手方を選定する予定である。

令和8年3月4日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 提案に付する事項

- (1) 業務名 令和8年度消費者デジタルリテラシー向上支援事業業務
- (2) 事業内容 詳細は別紙仕様書のとおり
 - ・講座手法等に係る研究・研修
 - ・消費者、民生委員、福祉関係者、福祉系の大学生等に対する安心ネットライフ講座等の企画・運営
 - ・受講者の活動支援のための情報提供・相談対応等の実施
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月19日まで
- (4) 履行場所 岡山県県民生活部くらし安全安心課の指定する場所

2 応募要件

次の事項を満たしていること。

- (1) 消費生活問題の総合的な知識を有し、講座運営に携わったことがあり、また、消費者問題に取り組む特定非営利活動法人や公益法人等、不特定多数の者の利益増進のために、非営利の社会貢献活動を行っている法人であることが定款等から確認できること。
- (2) 官公庁発注の消費生活問題関係講座を請け負い、1件以上完了した実績のあること。
- (3) 法人としての活動期間が1年以上継続していること。また、県内に事務所を有していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 県税に滞納がないこと。
- (6) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

- (7) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (8) 岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第1号及び第3号に指定する暴力団又は暴力団員等でないこと（参加者が法人である場合は、役員についても当該条件を満たすものであること。以下(10)において同じ。）。
- (9) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (11) (1) から (10) までに掲げるもののほか、契約の履行が困難であると認められるものではないこと。

3 契約条項を示す場所

岡山県県民生活部くらし安全安心課 消費生活班
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
電話（086）226-7346
FAX（086）225-9151

4 参加手続等

(1) 業務委託実施説明書、仕様書及び申請様式の配布の期間及び場所等

- ① 配布期間 令和8年3月4日（水）～令和8年3月16日（月）
午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）
- ② 配布場所 上記3の場所に同じ
なお、岡山県県民生活部くらし安全安心課ホームページからダウンロードできる。
(<https://www.pref.okayama.jp/site/321/961955.html>)

(2) 参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

- ① 提出書類 … 正本1部
 - ・参加資格確認申請書（様式第2号）
 - ・法人に関する調書（様式第3号）
 - ・誓約書（様式第4号）
 - ・法人の定款
 - ・2の（2）を証する書類（契約書の写し等）
 - ・2の（4）及び（10）に該当しない旨の誓約書
 - ・県税の滞納がないことの証明書（岡山県電子申請サービスからも請求可能）
- ② 提出期間 令和8年3月4日（水）～令和8年3月16日（月）
午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）
- ③ 提出場所 上記3の場所に同じ
- ④ 提出方法 持参又は郵便等
郵送は、書留郵便他これに準じる方法によるものに限る。

(3) 技術提案参加資格要件の審査及び通知

参加資格確認申請書を提出した者について、岡山県県民生活部内に設置する審査会において審査の結果、不適合と認められる者に対しては令和8年3月18日（水）までに、その旨を書面により通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

なお、参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和8年3月25日（水）までに、下記（4）③の宛先にFAXまたはメールにより、理由の説明を求める書面を提出することができる。

(4) 仕様等に対する質問の受付

- ① 受付期間 令和8年3月4日(水)～令和8年3月12日(木)の午前9時から午後5時まで(閉庁日を除く。)
- ② 提出方法 「業務委託仕様書に対する質問・回答書(様式1号)」によりFAXまたはメールにより送付すること。なお、その際は、送付した旨を電話にて連絡し、受け取りの確認をすること。
- ③ 宛 先 岡山県県民生活部くらし安全安心課 消費生活班
FAX(086)225-9151
メール: kurashi-syohi@pref.okayama.lg.jp
(※使用時は 上記@ を半角 @ に変更してください。)
- ④ 回答方法 岡山県県民生活部くらし安全安心課のホームページに令和8年3月16日(月)までに掲載する。ただし、本事業に直接関係のないもの、個人情報等の情報セキュリティ上明らかにすることが不適切なもの、その他回答することが不適切と認められる質問に対しては、回答を行わない場合がある。

5 提案書の審査等

(1) 提案書等の提出方法

- ① 提出書類 … 正本1部、副本2部
 - ・技術提案書(様式第5号)
 - ・事業計画書(様式第6号)
 - ・支出計画書(様式第7号)
 - ・見積書(様式任意:岡山県知事あてとし、代表者の職、氏名を記入。代表者印を押印したもの。)
- ② 提出期限 令和8年3月23日(月) 午後5時必着
- ③ 提出場所 上記3の場所に同じ
- ④ 方 法 持参又は郵送等
郵送は、書留郵便他これに準じる方法によるものに限る。

(2) 審査方法

岡山県県民生活部内に設置する審査会において、提案書等の内容を別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。

(3) 審査結果の通知方法

審査後、書面により通知する。

6 その他

- (1) 契約保証金は、岡山県財務規則(昭和61年3月20日規則第8号)第153条及び第155条の規定による。
- (2) 業務委託契約書の作成を要する。
- (3) 業務の詳細は業務委託仕様書による。
- (4) 応募及び審査に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記3に同じ。
- (7) 本件業務については、令和8年度予算が県議会で可決され、当該予算の執行が可能になった後に契約を締結する。なお、契約締結時期は令和8年4月1日を予定しているが、令和8年度予算が県議会で可決されない場合は、契約を締結しない。
さらに、本件業務が国の補助対象事業として採択されなかった場合は、事業規模を縮小して実施する場合がある。